

（ 令 2 . 1 0 . 2 1  
実 3 - 5 ）

# 説明資料

〔地方税における納税管理人制度〕

令和2年10月21日（水）

総務省

## 地方税における納税管理人制度(個人住民税の例)

- 納税義務者は、国外に居住するなど、納税義務を負う地方団体内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項※を処理させるため、納税管理人を定めなければならないこととされている。
  - ※ 「納税に関する一切の事項」…賦課徴収(滞納処分を除く。)又は還付に関する書類の受理はもとより、過誤納金の還付の請求、受領もこれに含まれる(『住民税逐条解説』(自治省税務局編)より抜粋)
- ただし、納税義務者は、当該納税義務者に係る地方税の徴収の確保に支障がないことについて地方団体の長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

### ○地方税法(抄)

(市町村民税の納税管理人)

第300条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(市町村民税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第301条 前条第一項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

(市町村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第302条 市町村は、第三百条第二項の認定を受けていない市町村民税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

※ 地方税法上、税目毎に同様の納税管理人制度が規定されている。